

2025年9月度 容量拠出金の再算定について（案）

2025年9月度の容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）について、一部のエリア等において算定諸元の変更・修正が発生した。については、対象エリア、対象月度の容量拠出金の再算定を実施し、定款第55条の2（容量拠出金）第1項および第4項の規定に基づき、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、改めて通知・請求（精算）を実施する。

1. 対象エリア、対象月度

- 北海道 … 2025年9月度

※上記以外のエリアは対象外。

2. 対象事業者数、通知書再発行数

- 対象事業者数 157者
- 通知書再発行数 157通

※事業者数・通知書数は、再算定結果が0円のものを除く。

3. 変更・修正した諸元と算定結果

定款第55条の2（容量拠出金）第2項および第3項の規定に基づき、一般送配電事業者から、別紙1の諸元データを改めて徴収し、別紙2の算出手順に従って算出する。

事業者ごとの算定結果および精算額は、別紙3に一覧。

4. 今後のスケジュール

2025年12月25日 再算定実施の連絡（諸元変更を伴う事業者向け）

2026年1月13日 再算定実施の周知（対象エリア内の全事業者向け）

1月19日 通知書の再発行

1月23日 異議申立〆切

2月10日 請求書発行 ※2025年11月度の請求書に精算額を加算

以上

【添付資料】

別紙1-(1)：一般送配電事業者からの諸元データ（2024年度夏季ピーク）

別紙1-(2)：一般送配電事業者からの諸元データ（託送契約電力kW）

別紙2：拠出金の算定方法 / 事業者向け説明会資料

別紙3：「2025年9月度 容量拠出金」算定結果

別紙1-(1)(2)および3は「情報管理規程」第4条（情報の格付の区分）の規定に基づく秘密情報に該当するため非公表とする。

【参考】関連規定

1. 定款

第55条の2（容量拠出金）

本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

4 容量拠出金の額に関する事項は、容量拠出金の請求ごとに、理事会の議決により定める。

5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金（容量拠出金の未回収分を含む。）の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

6 本機関は、第9条第3項の規定による一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員の地位の取得が発生した場合において、その会員の地位の取得日以降、その会員の地位を対象に容量拠出金の請求が発生する場合及びその会員の地位を対象に請求を受けた容量拠出金が納入されていない場合は、その会員の地位を取得した者に対し容量拠出金の納入を求めることができる。

2. 業務規程

第32条の43（容量拠出金の支払いの催告）

本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該請求に係る金額の支払いを催告する。

2 前項の新たな期限は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の10日とする。

3 本機関は、第1項の規定による催告を受けた会員が、同項の新たな期限までに同項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。



拠出金の算定方法・ 事業者向け説明会資料

2025年12月24日
需給計画部 容量市場センター

拠出金の算定方法

【事業者ごとの諸元】

- I . 前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kW実績の合計 ※一送からの提出データ
- II . シェア変動
 - ・2024年4月の託送契約電力kW実績 ※一送からの提出データ
 - ・前年度の当該エリアの夏季ピーク時託送契約電力kW実績の合計

【該当エリアの全小売事業者の諸元】

シェア変動考慮後のkW(推定)の合計 / 容量拠出金負担総額（税抜年額）

[式①]

I . 事業者の、前年度の当該エリアの
夏季ピーク時電力kW実績の合計



II . 事業者の、シェア変動

事業者の、2024年4月の
託送契約電力kW実績

事業者の、前年度の当該エリアの夏季
ピーク時託送契約電力kW実績の合計

= III . 事業者の、シェア変動
考慮後のkW(推定)

[式②]

III . 事業者の、シェア変動考慮後のkW(推定)

当該エリアの全小売電気事業者の、
シェア変動考慮後のkW(推定)の合計



IV . 事業者の、シェア変動
考慮後の配分比率

[式③]

当該エリアの小売電気事業者の、
容量拠出金負担総額

12か月



IV . 事業者の、シェア変動
考慮後の配分比率



事業者の、2024年4月の
容量拠出金 請求額

【北海道エリア 事業者Aの諸元】

I . 前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kW実績の合計 = 45,416kW

II . シエラ変動

- ・2024年4月の託送契約電力kW実績 = 104,968kW

- ・前年度の当該エリアの夏季ピーク時託送契約電力kW実績の合計 = 356,978kW

【北海道エリアの全小売事業者の諸元】

シエラ変動考慮後のkW(推定)の合計 = 4,247,461kW

容量拠出金負担総額（税抜年額） = 44,899,276,963円

[式①]

$$\text{I. } 45,416\text{kW} \times \frac{\text{II. } 0.2940\dots^{\ast 1}}{\text{I. } 104,968\text{kW}} = \text{III. } 13,354\text{kW}^{\ast 2}$$

$$\frac{104,968\text{kW}}{356,978\text{kW}}$$

[式②]

$$\frac{\text{III. } 13,354\text{kW}}{4,247,461\text{kW}} = \text{IV. } 0.0031439959072020 \text{ (0.31%)}^{\ast 3}$$

[式③]

$$\frac{44,899,276,963\text{円}}{12\text{か月}} \times \text{IV. } 0.0031439959072020 \text{ (0.31%)} = \underline{\text{11,763,595円}}^{\ast 5}$$

※1 : 端数処理なし

※2 : 小数点以下を四捨五入

※3 : シエラ変動考慮後の配分比率は
小数点以下16位まで計算
(小数点以下17位を四捨五入)

※4 : 12か月で割った部分は小数点以下を
切り捨て

※5 : 小数点以下を四捨五入

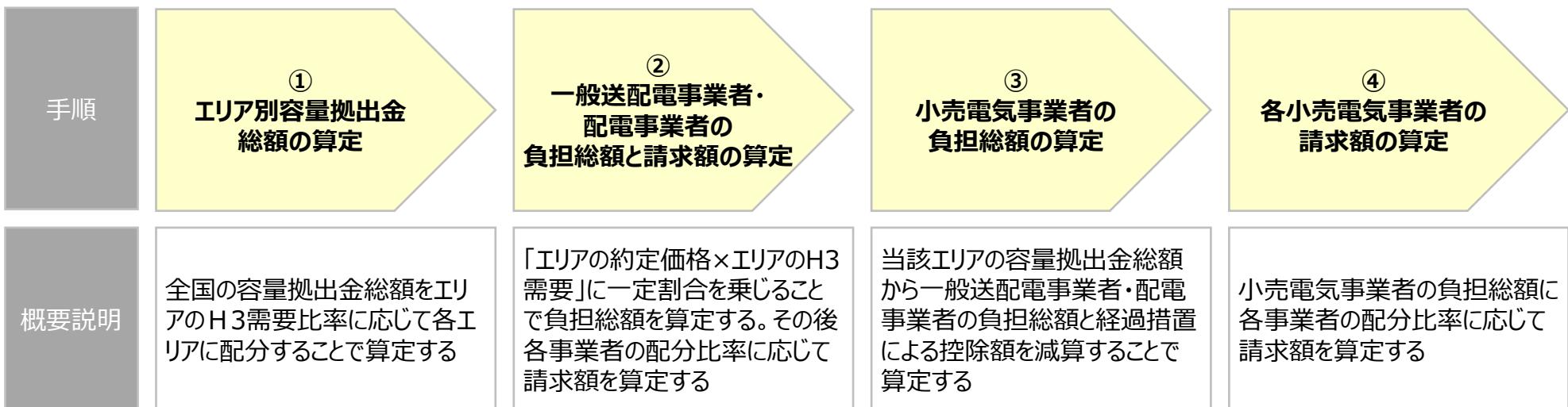
事業者向け説明会資料

容量拠出金説明会資料

2024年6月4日,6日 開催
(2024年度 第2回目)

- 各事業者への容量拠出金の請求額（市場が分断されない場合）は、以下①～④の手順で算定します。

- ①エリア別容量拠出金総額の算定
- ②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定
- ③小売電気事業者の負担総額の算定
- ④各小売電気事業者の請求額の算定



5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金総額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

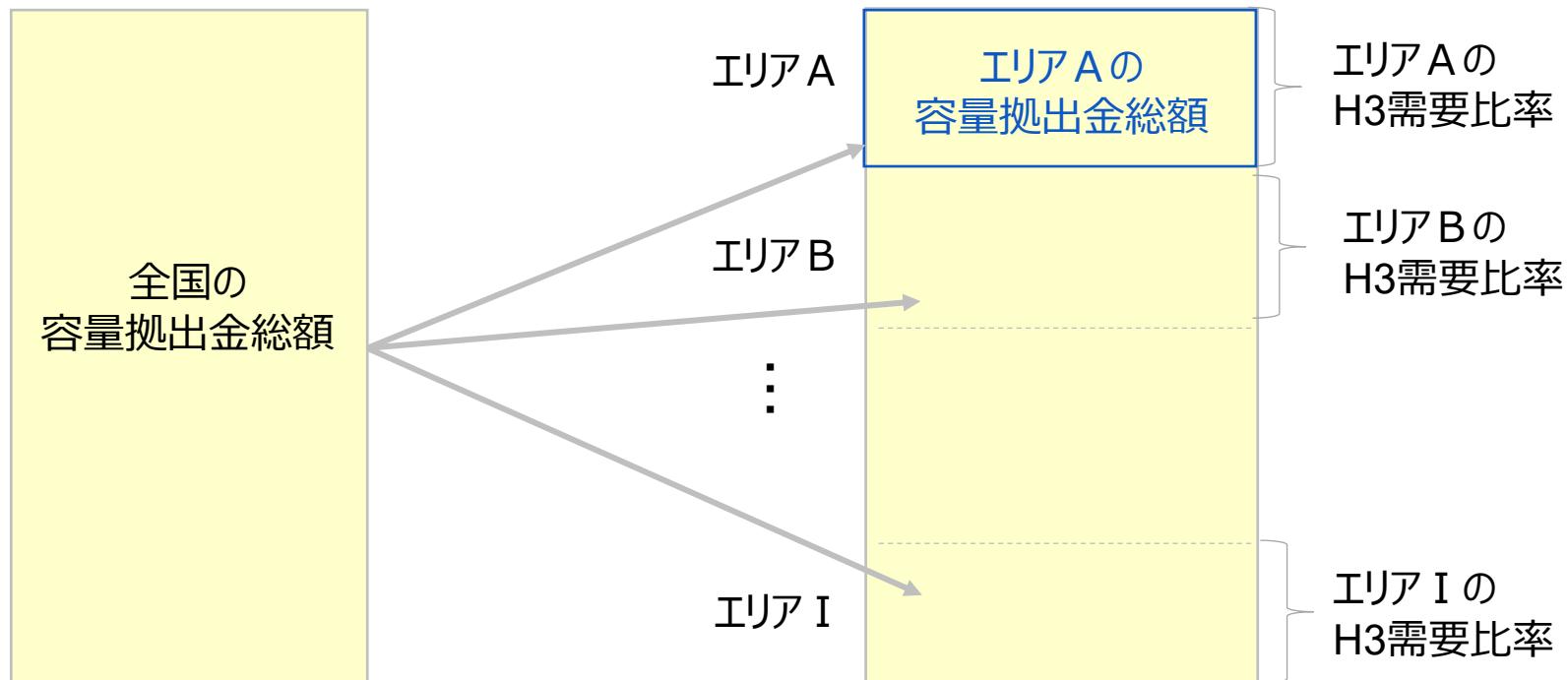
②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

- エリア別容量拠出金総額は、全国の容量拠出金総額をエリア別のH3需要比率※に応じて、各エリアに配分することで算定します。

イメージ図



※メインオークション開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度(第5年度)のH3需要比率

5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金総額の算定_計算例

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

■ エリア別容量拠出金総額 = 全国の容量拠出金総額※ × 当該エリアのH3需要比率

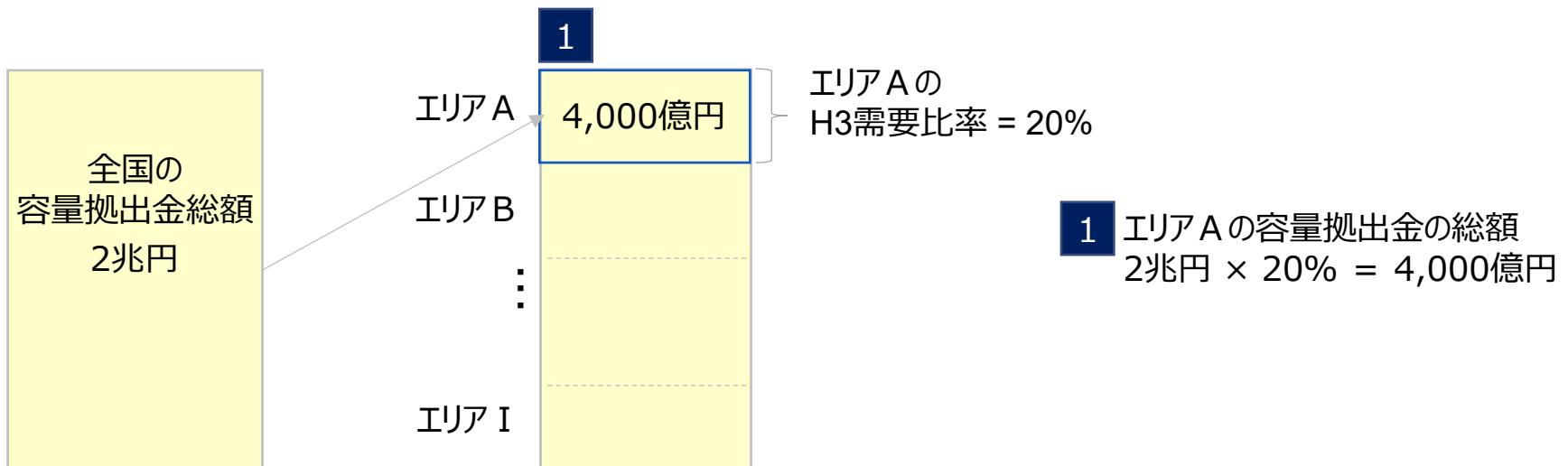
※全国の容量拠出金総額 = メインオークション約定総容量 × 約定価格

計算イメージ

例)

全国の容量拠出金総額：2兆円

エリアAのH3需要：20%



5. 容量拠出金の計算方法

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

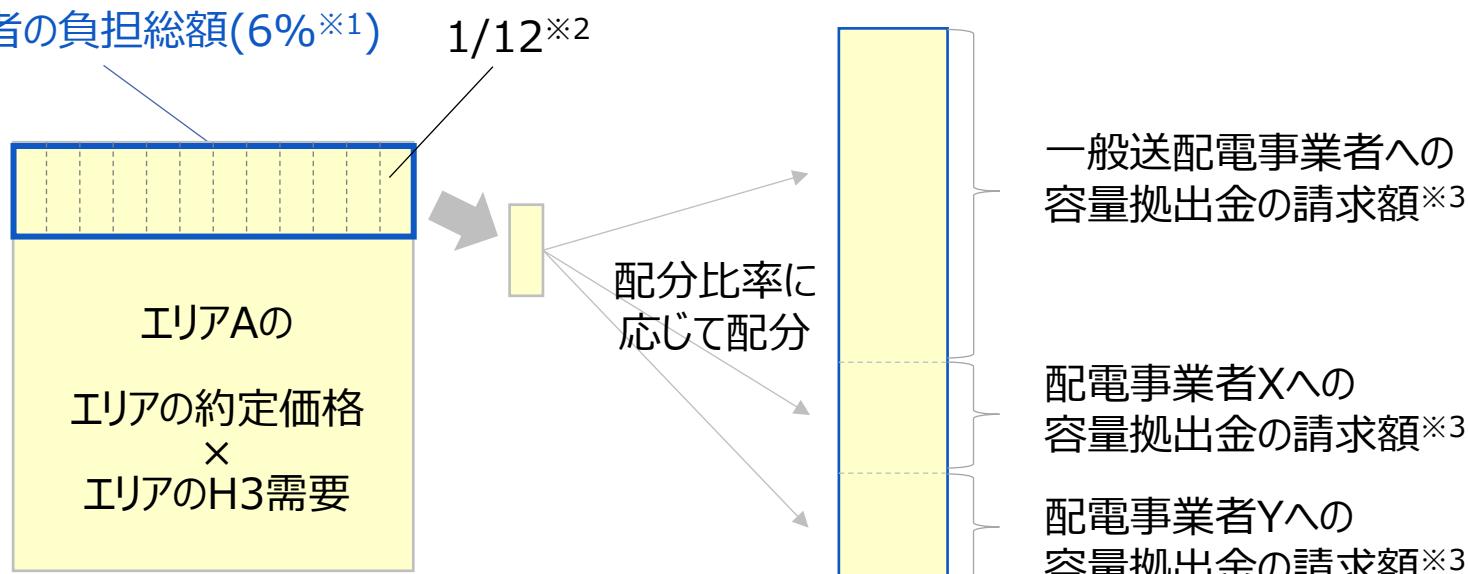
- 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額は、エリアの約定価格×エリアのH3需要に6%※1を乗じることで算定します。また請求額については、一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を12等分※2し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

イメージ図

エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在する場合

エリアAの一般送配電事業者

・配電事業者の負担総額(6%※1)



※1：送配電負担について、2024年度は6%、2025年度以降は8%

※2：エリア別的一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金負担総額負担を12等分（12か月）で割った部分については小数点以下を切り捨てします。

※3：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

5. 容量拠出金の計算方法

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_配分比率計算方法 10

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

■ 一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金の配分比率については、当該エリアの年間最大H3需要発生月の各事業者のH3需要をもとに、以下の式によって計算を行います。

➤ 配分比率 = 各事業者のH3需要※ ÷ エリアの一般送配電事業者と配電事業者のH3需要※
(当該エリアの最大需要発生月のH3需要※)

※：実需給年度の供給計画の第1年度の計画

例) 対象実需給年度2024年度については、2024年度供給計画の第1年度の計画

一般送配電事業者・配電事業者の配分比率計算イメージ

実需給年度の供給計画(第1年度)における想定需要(H3需要)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エリア計	10	10	11	14	15	14	10	11	13	14	14	12
一般送配電事業者	7	7	8	9	10	9	7	8	9	9	9	8
配電事業者X	1	1	1	1	3	2	1	1	2	2	2	2
配電事業者Y	2	2	2	3	2	2	2	2	2	3	3	2

年間最大需要発生月のH3需要をもとに配分比率を算定

事業者	配分比率
一般送配電事業者	10/15
配電事業者X	3/15
配電事業者Y	2/15

12

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_計算例

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

- エリア別的一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 = エリアの約定価格 × エリアのH3需要 × 6%※1
- 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額※2 = (エリア別的一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 ÷ 12) × 各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率※3

※1：送配電負担について、2024年度は6%、2025年度以降は8%

※2：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

※3：各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率 = 各事業者のH3需要 ÷ エリア全体のH3需要
(当該エリアの最大需要発生月のH3需要)

例)

エリアの約定価格 × エリアのH3需要※4 : 6,000億円

エリアAには一般送配電事業者、配電事業者X・Yが存在

一般送配電事業者の配分比率 : 10/15

配電事業者Xの配分比率 : 3/15

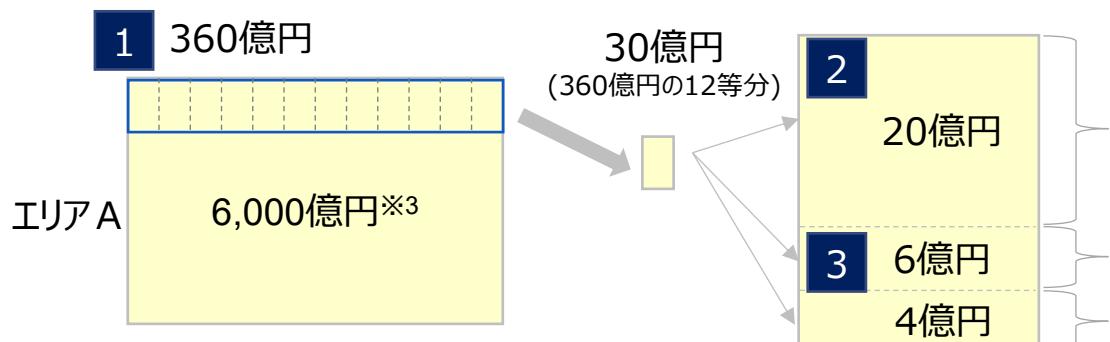
配電事業者Yの配分比率 : 2/15

計算イメージ

1 エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
6,000億円 × 6% = 360億円

2 エリアAの一般送配電事業者へのある月の請求額
(360億円 ÷ 12) × 10/15 = 20億円

3 エリアAの配電事業者X社へのある月の請求額
(360億円 ÷ 12) × 3/15 = 6億円



※4：「全国の容量拠出金の総額× 当該エリアのH3需要比率」とは別の数字です。

10/15 一般送配電事業者への容量拠出金の請求額※2

3/15 配電事業者Xへの容量拠出金の請求額※2

2/15 配電事業者Yへの容量拠出金の請求額※2

5. 容量拠出金の計算方法

③小売電気事業者の負担総額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業者・
配電事業者の負担
総額と請求額の算定

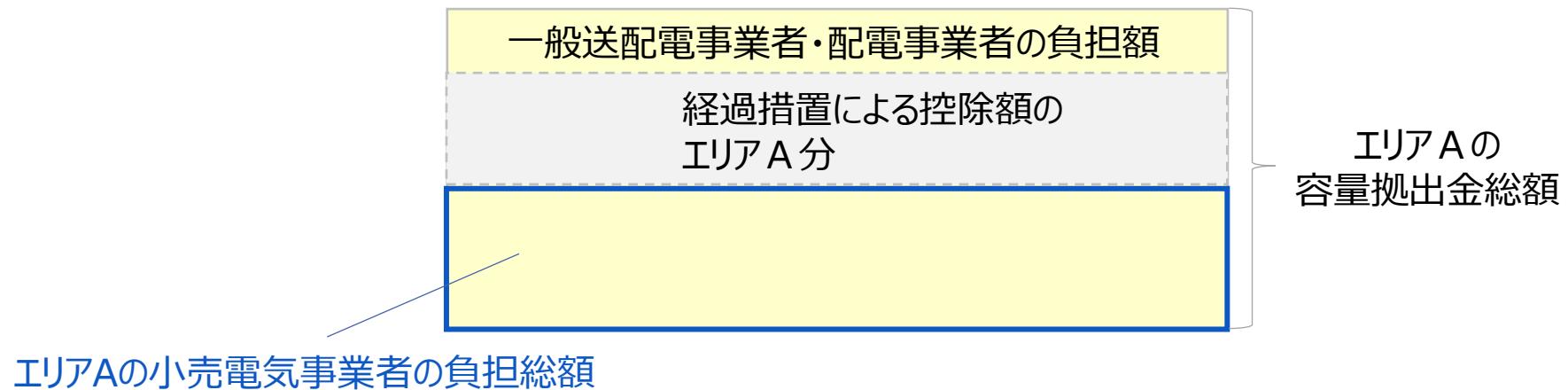
③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

12

- 小売電気事業者の負担総額は、当該エリアの容量拠出金総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と経過措置による控除額を減算することで算定します。

イメージ図



5. 容量拠出金の計算方法

(3) 小売電気事業者の負担総額の算定_計算例 (市場分断が無い場合)

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者の
負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

13

■ エリア別の小売電気事業者の負担総額 = エリア別の
容量拠出金総額 - エリア別の一般送配電事業者
・配電事業者の負担総額 - エリア別の経過措置に
による控除額※

※ : エリア別の経過措置による控除額 = Σ (経過措置対象電源等の経過措置による控除額) × 当該エリアのH3需要比率

計算イメージ

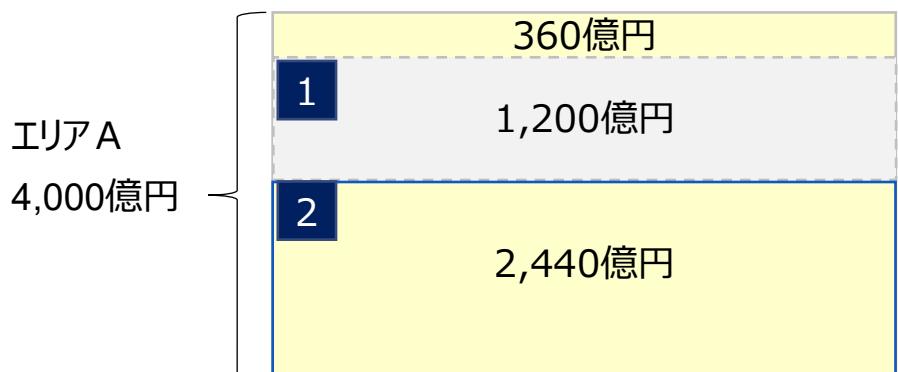
例)

エリアAの容量拠出金総額 : 4,000億円

エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 : 360億円

経過措置対象電源等の経過措置による控除額合計 : 6,000億円

エリアAのH3需要比率 : 20%



1 エリア別の経過措置による控除額
 $6,000\text{億円} \times 20\% = 1,200\text{億円}$

2 エリアAの小売電気事業者の負担総額
 $4,000\text{億円} - 360\text{億円} - 1,200\text{億円} = 2,440\text{億円}$

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

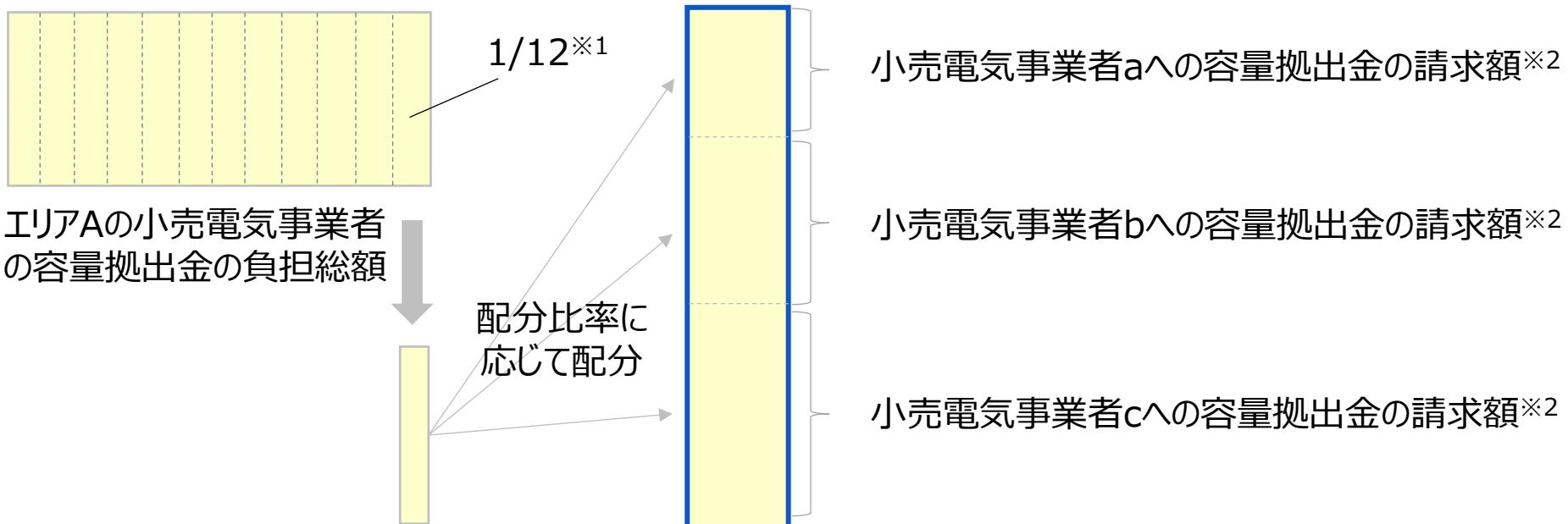
③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

- 各小売電気事業者への請求額は、エリア別的小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分^{※1}し、各小売電気事業者の配分比率に応じて毎月の請求額^{※2}を算定します。

イメージ図

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在する場合



※1：エリア別的小売電気事業者の容量拠出金負担総額を12等分（12か月）で割った部分については小数点以下を切り捨てします。

※2：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定_全体像

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

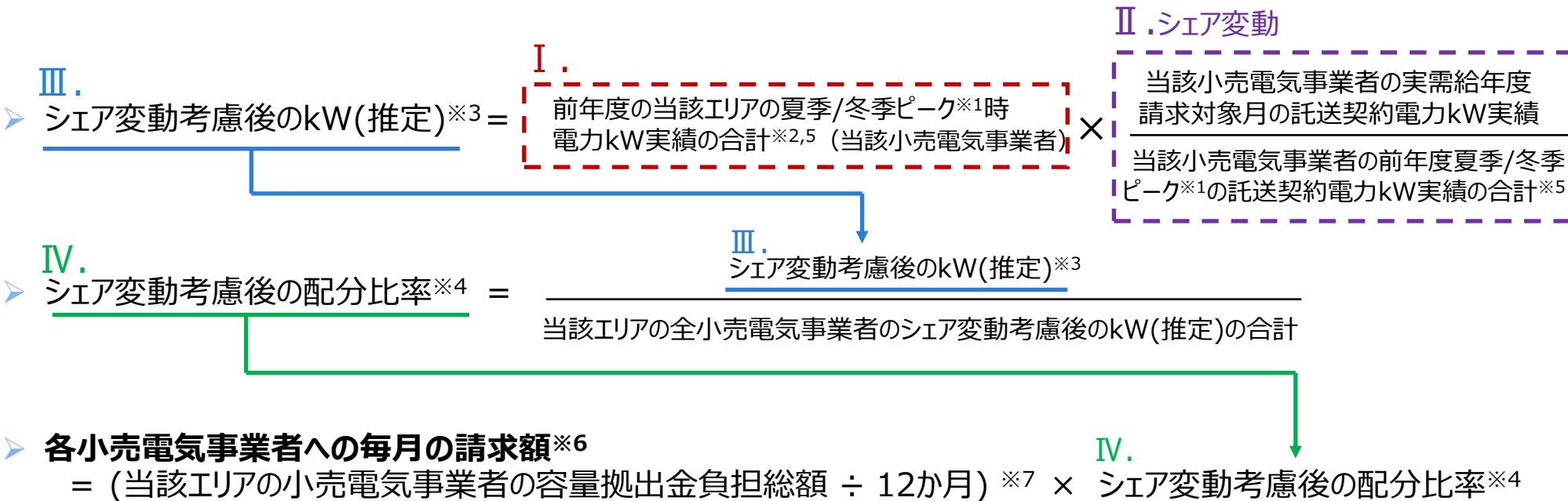
■ 当該小売電気事業者に対する各月の容量拠出金の請求額は、主に以下の要素により算定されます。

I . 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク^{※1}時電力kW実績の合計^{※2} … (P.42参照)

II . シェア変動 … (P.43参照)

III . シェア変動考慮後のkW(推定)^{※3} … (P.44参照)

IV . シェア変動考慮後の配分比率^{※4} … (P.45参照)



※1 : 夏季ピークとは7～9月、冬季ピークとは12～2月が対象です。

※2 : ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

※3 : シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

※4 : シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下は16位まで計算します（小数点以下17位を四捨五入）。

※5 : 第2回目の容量拠出金説明会では「平均」としておりましたが、「合計」としています。

※6 : 各月の請求額は小数点以下を四捨五入します。

※7 : 12か月で割った部分については小数点以下を切り捨てします。

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定 I. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計 16

①エリア別容量拠出金
総額の算定

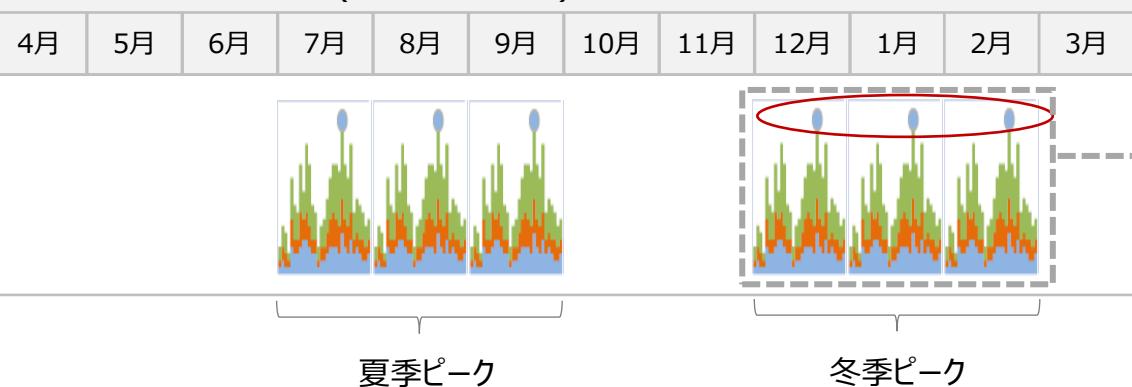
②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

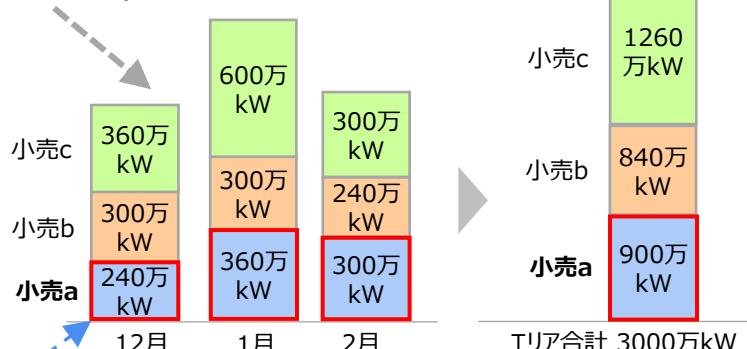
④各小売電気事業者
の請求額の算定

- 「ピーク時電力kW」とは、夏季ピーク（7～9月）/冬季ピーク（12～2月）の各月における、当該エリアの最大需要発生時（1時間）の電力使用量（kWh）を指します。※1
- 実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績の合計**※2は、実需給年度1～6回目（4月～9月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となり、**実需給前年度の冬季ピーク時電力kW実績の合計**※2は、実需給年度7～12回目（10月～3月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となります。

2023年度(実需給前年度)におけるエリアAの需要実績



当該エリアのピーク時における、各小売電気事業者の電力使用量（1時間）を参照します。



エリアAにおける各小売電
気事業者の冬季ピーク時
電力kW実績

エリアAにおける各小売電
気事業者の冬季ピーク時
電力kW実績の合計※2

I. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力
kW実績の合計※2 (当該小売電気事業者)

※1 例) 冬季ピークの12月を対象として、エリアAにおいて2023年12月14日9:00～10:00（1時間）に
エリア最大需要が発生した場合、この時間帯が最大需要発生時=ピーク時となります。

■小売aのピーク時電力：240万kW（※240万kWh/1時間）

内訳 9:00～9:30 の小売aのkWh : 125万kWh
9:30～10:00の小売aのkWh : 115万kWh] 125万kWh + 115万kWh = 240万kWh/1時間

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定_Ⅱ. シア変動

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

17

- 実需給前年度の夏季/冬季ピーク時電力kW実績に対し、「実需給前年度の夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計」と「実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績」の変動比率によるシア変動を算定し、次項の通り「シア変動考慮後のkW（推定）」に反映します。

例：2024年11月を容量拠出金算定対象月とした例

2023年度(実需給前年度)における小売事業者aの託送契約電力kW実績

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の冬季ピークの託送契約電力kW											
360万 kW	370万 kW	386万 kW					360万 kW	370万 kW	386万 kW		
前年度の冬季ピークの 託送契約電力kW実績の合計※：1116万kW											
夏季ピーク						冬季ピーク					

II. シア変動

当該小売電気事業者の実需給年度
請求対象月の託送契約電力kW実績

当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季
ピークの託送契約電力kW実績の合計※

シア変動：0.278
(=310万kW/1116万kW)

2024年度(実需給年度)における小売事業者aの託送契約電力kW実績

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW
実需給年度の請求対象11月の 託送契約電力kW：310万kW											

実需給年度の容量拠出金の請求対象月に係る、
実需給前年度の夏季/冬季ピークの託送契約電
力kWの合計の参照先は以下となります

- 実需給年度の請求対象4月～9月分
 - 実需給前年度夏季ピーク（7～9月）の
託送契約電力kW実績の合計を参照
- 実需給年度の請求対象10月～3月分
 - 実需給前年度冬季ピーク（12～2月）の
託送契約電力kW実績の合計を参照

※：第2回目の容量拠出金説明会では「平均」としておりましたが、「合計」としています。

19

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定_Ⅲ. シェア変動考慮後のkW(推定)

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

18

■ 前述のⅠ・Ⅱを用いて、シェア変動考慮後のkW(推定)を算定します。

Ⅲ.

▶ シェア変動考慮後のkW(推定)^{※1} =

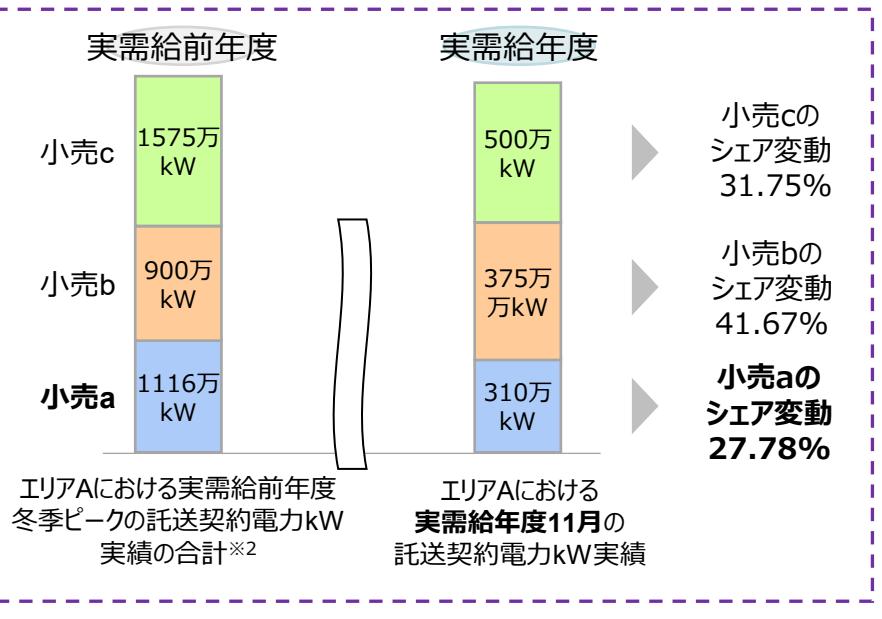
I.

前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時
電力kW実績の合計^{※2} (当該小売電気事業者)

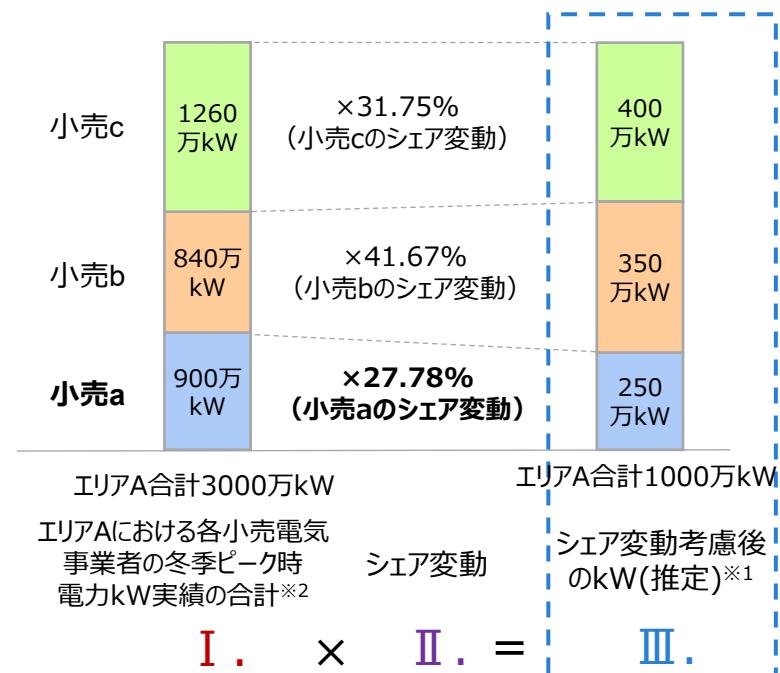
II. シェア変動

当該小売電気事業者の実需給年度
請求対象月の託送契約電力kW実績
当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季
ピークの託送契約電力kW実績の合計^{※2}

例) 実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後kW(推定)の算定



シェア変動考慮
後のkW(推定)を
算定します



※1：シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

※2：第2回目の容量拠出金説明会では「平均」としておりましたが、「合計」としています。
20 ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定_Ⅳ. シェア変動考慮後の配分比率

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

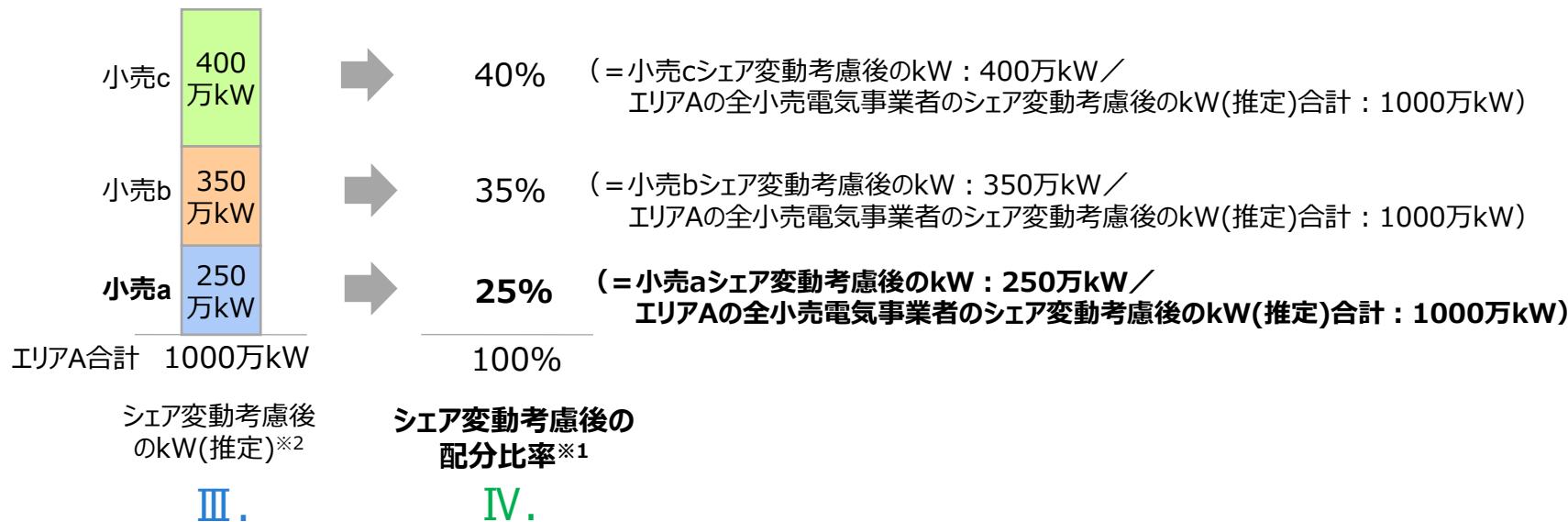
④各小売電気事業者
の請求額の算定

19

■ 前述のⅢを用いて、シェア変動考慮後の配分比率を算定します。

IV.
➤ シェア変動考慮後の配分比率^{※1} = III.
シェア変動考慮後のkW(推定)^{※2}
当該エリアの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkW(推定)合計

例) 実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後の配分比率



※1：シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下は16位まで計算します（小数点以下17位を四捨五入）。
※2：シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定_各小売電気事業者への毎月の請求額

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

20

- 前述のIVを用いて、各小売電気事業者の容量拠出金請求額を算定します。

各小売電気事業者への毎月の請求額^{※1}

$$= (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \div 12) ^{※2} \times \text{シェア変動考慮後の配分比率}$$

IV.

例) 実需給年度11月のエリアAの小売電気事業者a（以下、小売a）の容量拠出金請求額

エリアAの小売aの
2024年11月算定対象の
容量拠出金請求額^{※1}
△50.8億円

=

エリアAの小売電気事業者の容量
拠出金負担総額÷12か月^{※2}
203.3億円
(2440億円÷12)

×

IV.

エリアAにおける小売aの
シェア変動考慮後の配分比率^{※3}
25%

※1：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

※2：12か月で割った部分については小数点以下を切り捨てします。

※3：シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下は16位まで計算します（小数点以下17位を四捨五入）。

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法

(参考) 夏季/冬季ピーク時電力kW実績の取得方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

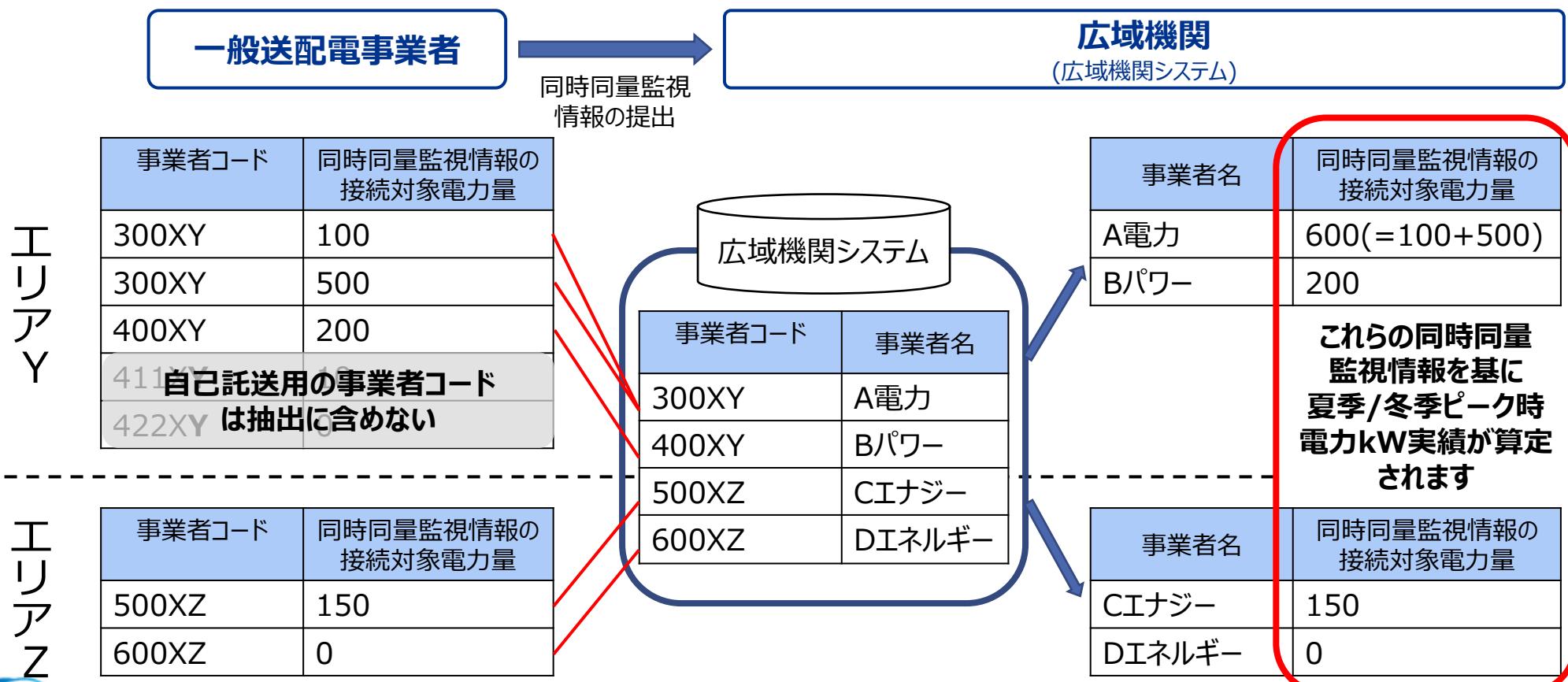
③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

21

- 下記算式内の夏季/冬季ピーク時電力kW実績は、各一般送配電事業者から本機関に提出される同時同量監視情報から算定されます。

$$\text{シェア変動考慮後のkW(推定)}^{*1} = \frac{\text{実需給前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計}^{*2} (\text{当該小売電気事業者})}{\text{当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計}^{*2}}$$



※1：シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

※2：第2回目の容量拠出金説明会では「平均」としておりましたが、「合計」としています。

ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

5. 容量拠出金の計算方法

(参考)年次精算（一般送配電事業者・配電事業者）

22

- 一般送配電事業者・配電事業者が対象となる年次精算は、容量拠出金の回収額の差異による再算定分の追加請求となります。
- 倒産などを起因とする配電事業者の再算定分は、年次精算にてエリア内的一般送配電事業者や配電事業者へ追加請求します。
- 各社への追加請求額に関する計算式は以下になります。

$$\text{再算定分の追加請求額} = \text{再算定額} \times \frac{\text{当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における当該エリアの全事業者の容量拠出金実際支払額}^{\times}}$$

※：容量拠出金の未払が発生した事業者は対象から除く

計算イメージ

例)

エリアAには一般送配電事業者、配電事業者α・βが存在
一般送配電事業者の実際支払額：160億円

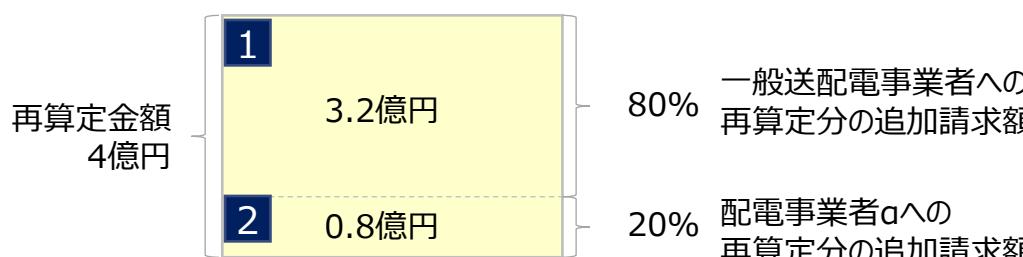
配電事業者αの実際支払額：40億円

配電事業者βの実際支払額：36億円

期中に配電事業者β社が倒産し、4億円の再算定分が発生

1 一般送配電事業者への再算定分の追加請求額
 $4\text{億円} \times 160\text{億円} / (160\text{億円} + 40\text{億円}) = 3.2\text{億円}$

2 配電事業者αへの再算定分の追加請求額
 $4\text{億円} \times 40\text{億円} / (160\text{億円} + 40\text{億円}) = 0.8\text{億円}$



5. 容量拠出金の計算方法 (参考)年次精算（小売電気事業者）

23

- 小売電気事業者が対象となる年次精算は容量拠出金の回収額による再算定分の追加請求及び還元となります。
- 倒産などを起因とする小売電気事業者の再算定分は、年次精算にて全国の小売電気事業者※へ追加請求します。
- 実需給期間前・実需給期間中に容量提供事業者から回収した経済的ペナルティは、年次精算にて全国の小売電気事業者※へ還元します。

各社への追加請求額に関する計算式は以下になります。(金額が負の値となる場合は還元額)

$$\text{再算定分の追加請求額} = (\text{再算定額} - \text{経済的ペナルティ額等}) \times \frac{\text{対象事業者の当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における全国の全事業者の容量拠出金実際支払額※}}$$

※：容量拠出金の未払が発生した事業者は対象から除く

計算イメージ

例)

エリアA及びエリアBについて、エリアAには小売電気事業者①、②がエリアBには小売電気事業者③、④が存在

小売電気事業者①の実際支払額：600億円

小売電気事業者②の実際支払額：200億円

小売電気事業者③の実際支払額：200億円

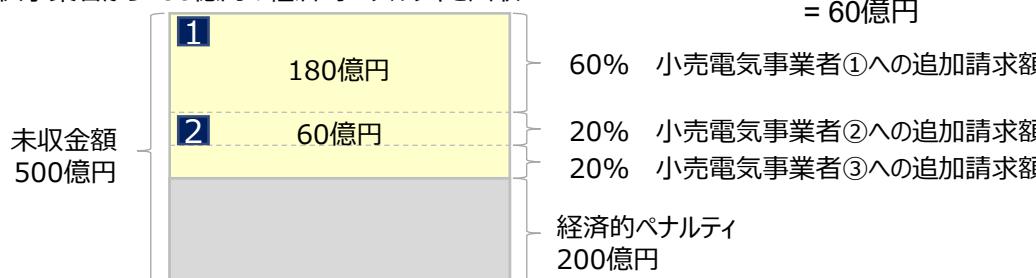
小売電気事業者④の実際支払額：300億円

期中に小売電気事業者④社が倒産し、500億円の再算定分が発生

容量提供事業者から200億円の経済的ペナルティを回収

1 小売電気事業者①への再算定分の追加請求額
 $(500\text{億円} - 200\text{億円}) \times 600\text{億円} / (600\text{億円} + 200\text{億円} + 200\text{億円})$
= 180億円

2 小売電気事業者②への再算定分の追加請求額
 $(500\text{億円} - 200\text{億円}) \times 200\text{億円} / (600\text{億円} + 200\text{億円} + 200\text{億円})$
= 60億円



5. 容量拠出金の計算方法

(参考)容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の算定式

24

- 実需給2024年度に係る容量拠出金について、2024年7月の請求開始にあたって、2023年12月18日に各小売電気事業者へ発行した仮請求額通知書（年間総額）の計算式は以下となります。

$$\text{仮請求額 (年間総額)} = \frac{\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \times \frac{\text{当該エリアの各小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}}{}$$

- 当該仮請求通知書（年間総額）は、2023年12月時点で入手可能な諸元を用いた概算金額をお知らせすることを目的としており、2024年7月以降の実際の請求額では算定方法が異なることにご留意ください。（P.55参照）

5. 容量拠出金の計算方法

(参考)実需給期間中に新規参入した配電事業者の配分比率算定

25

- 年間最大H3需要の発生月よりもあとに新規参入があった場合は、配賦の基準となるH3需要が存在しないため、新規参入月以降の各月のH3需要から平均シェアを算定した上で配分します。

配電事業者が新規参入する場合の算定方法(例)

配電事業者bは2024年12月から新規参入した事業者であり、
2024年12月～2025年3月の各月H3需要から算定した平均シェアが0.2
この場合、エリアのH3需要は $15 \times 0.2 = 3$

	2024年4月	2024年12月
エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 $\times 1/12$		配電事業者a H3需要：2
エリアAの年間最大H3需要発生月(8月)における各事業者のH3需要合計：15	一般送配電事業者 H3需要：13	配電事業者a H3需要：2 配電事業者b H3需要：3 一般送配電事業者 H3需要：10

具体的な算定のイメージ

- ・エリアAの容量拠出金負担額が1,800の場合
⇒エリアAの各月負担額は150

2024年4月～2024年11月

配電事業者a：
月次負担額 20 ($=150 \times 2/15$)

一般送配電事業者
月次負担額 130 ($=150 - 20$)

2024年12月～2025年3月

配電事業者a：
月次負担額 20 ($=150 \times 2/15$)

配電事業者b：
月次負担額 30 ($=150 \times 3/15$)

一般送配電事業者
月次負担額 100 ($=150 - 30 - 20$)

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法

(参考)実需給期間中に新規参入した小売電気事業者の配分比率算定

26

- 小売電気事業者の容量拠出金のシェア配分は、実需給前年度の夏季/冬季のピーク時kWのシェアと、実需給前年度と実需給年度の託送契約電力kW実績の比率を用いて算定が行われます。
- 小売電気事業者が新規参入した場合は、前年度のピーク時のシェアがないため、算定方法として、当該年度の各月託送契約電力kW全体の合計に占める新規参入事業者分合計の比率を維持するようにエリアシェアkWを算定し、その後、新規参入事業者間での当該年度各月の託送契約電力kWの按分によって、個々の事業者のシェアを算定※します。

※新規参入事業者のエリアシェアkWに端数が生じた場合、当該kWが最大の新規参入事業者で調整を行う

$$\text{当該月のエリアシェアkW} = \frac{\text{実需給前年度の夏季/冬季ピーク時電力kW} \times \frac{\text{実需給年度の当該月の託送契約電力kW}}{\text{実需給前年度の夏季/冬季ピーク時の託送契約電力kW}}}{\text{実需給期間中に新規参入した小売電気事業者のシェアkW} = \frac{\frac{\text{当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率} \times \text{エリア内の新規参入以外の事業者のエリアシェア合計kW}}{\text{当該月の託送契約電力kWに占める新規参入以外の事業者の比率}} \times \frac{\text{新規参入した事業者の当該月の託送契約電力kW}}{\text{新規参入した全事業者の当該月の託送契約電力合計kW}}}$$

<計算例>

事業者名	区分	前年度		当該年度 X月託送契約 電力kW	当該年度 X月エリアシェアkW
		夏季/冬季ピーク時 電力kW	夏季/冬季ピーク時 託送契約電力kW		
A	-	2,000	2,500	3,000	2,400
B	-	1,500	2,000	2,500	1,875
C	撤退	1,000	1,500	0	0
D	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	エリア比率 200 300	① ②155 X=388 ③233
E	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	8.33%	
合計		4,500	6,000	6,000	28 ④ 4,663

新規参入者の当該年度X月託送契約電力kWの
エリア比率8.33%を維持するエリアシェアkWを算定

$$\textcircled{1} X = (2,400 + 1,875 + X) \times 8.33 \% \\ X \approx 388$$

新規参入者の当該年度X月託送契約電力kWで按分

$$\textcircled{2} 388 \times 200 \div 500 \approx 155 \text{※} \\ \textcircled{3} 388 \times 300 \div 500 \approx 233 \text{※}$$

※小数点以下は四捨五入し、端数が出たら新規参入者の内、最大値の事業者で端数調整

$$\textcircled{4} 2,400 + 1,875 + 155 + 233 = 4,663$$

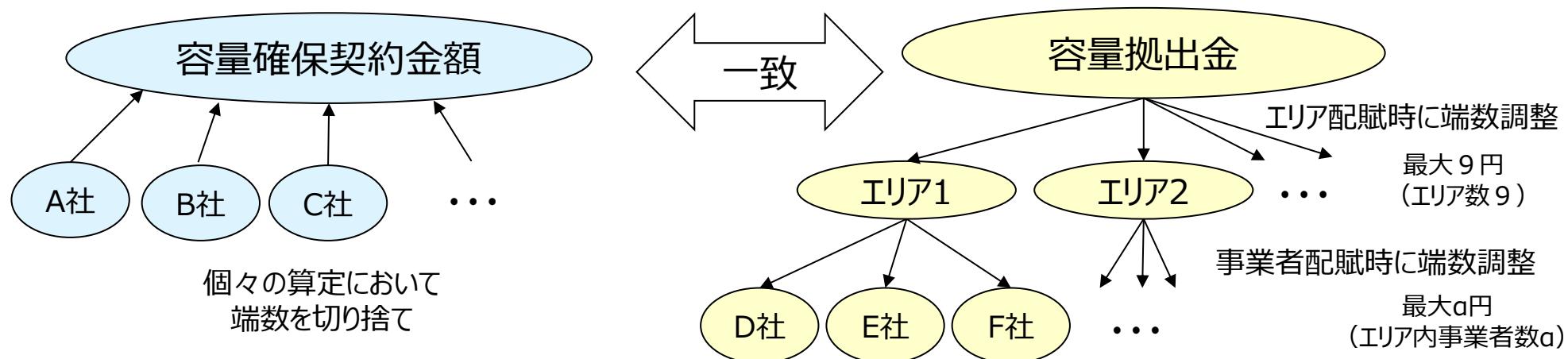
本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5. 容量拠出金の計算方法 (参考)容量拠出金の端数調整

27

- 容量確保契約金額は、約款に基づき、金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- したがって、容量確保契約金額の算定過程で整数化が必要な場合、端数の切り捨てにより端数調整を行います。
- 一方、容量拠出金は、容量確保契約金額の総額と同額とする必要があり、エリア配分や配分比率の算定、月次請求や還元等の算定において端数が生じた場合、端数調整が行われます。
- **容量拠出金の算定過程の整数化**においては、**端数の四捨五入により端数調整**を行います。また、その結果、算定時の総額との**端数調整の必要が生じた場合はエリア配賦時・事業者配賦時に調整**※します。

※プラスとマイナスの両方の調整が行われます。



6. 容量拠出金算定諸元の公表等

容量拠出金算定諸元の公表および仮請求額の通知

28

- 2024年4月から容量市場の実需給期間が開始し、2024年7月から容量拠出金の請求を開始します。
- 容量拠出金の請求開始に先立ち、事前に概算金額をお知らせすることを目的として、2023年12月18日仮請求額通知書（年間総額）を発行しました。
- また、実需給期間の容量拠出金の算定諸元は、公表または個別にお知らせすることを予定しております。

<対象実需給年度2024年度における帳票の発行スケジュール（P.14の再掲）>

実施時期	帳票	2023年度	2024年度 (実需給年度)	2025年度
実需給前	容量拠出金仮請求額通知書 (年間総額)	2023年12月18日発行済 ▲		
月次 (実需給 開始後)	容量拠出金請求額通知書		2024年6月～2025年5月 毎月発行	
	請求書		2024年7月～2025年6月 毎月発行	
年次 (実需給 開始後)	容量拠出金還元額通知書 (年次精算)			2025年10月頃発行 ▲
	容量拠出金追加請求額通知書 (年次精算)			2025年10月頃発行 ▲
	請求書/支払通知書	30		2025年11月頃発行 ▲

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

仮請求額と請求額の算定諸元・算定方法の違い

29

- 実需給前年度12月に発行される容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）について、実需給年度の請求額（請求対象月の2か月後に通知）とは以下の3点が異なることにご留意ください。

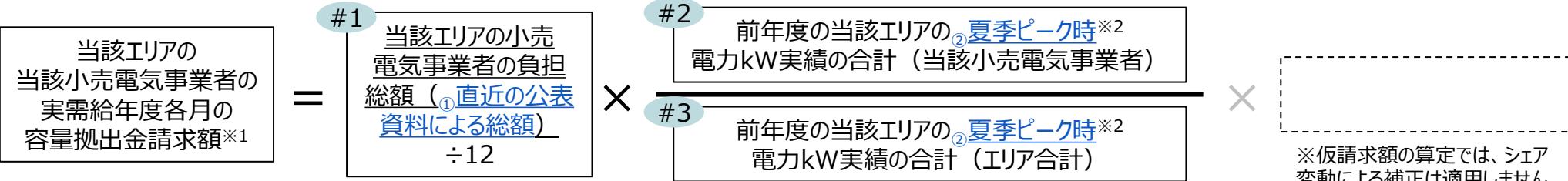
- ①エリア別的小売電気事業者の負担総額に実需給前年度の市場退出分が未反映※
- ②実需給年度10月～3月の容量拠出金請求額算定に用いられる冬季ピーク時電力kW実績が未反映
- ③実需給年度の各月の託送契約電力kW実績に基づくシェア変動による補正が未反映

※仮請求額の算定諸元となる「直近の公表資料による容量拠出金の負担総額」に、その時点の市場退出分が反映されていた場合は、市場退出を反映した負担総額を用います。

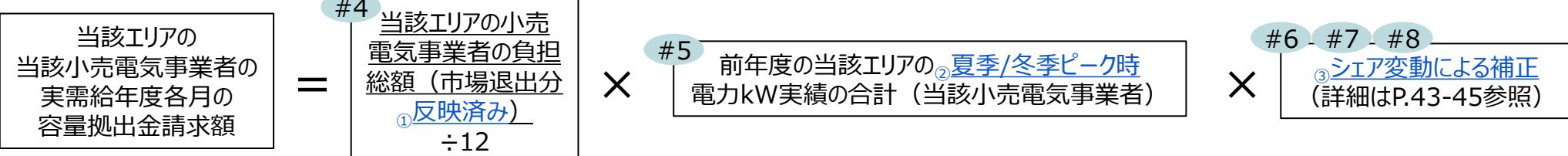
実需給年度の容量拠出金の算定においては、実需給前年度までの市場退出分が反映された負担総額を用います。

仮請求額（実需給前年度12月に通知）の算定諸元・算定方法

P.56-59に記載のNoに対応



実需給年度の請求額（請求対象月の2か月後に通知）の算定諸元・算定方法



※1:容量拠出金仮請求額通知書には、年間総額に加えて、実需給年度4～2月の月額と、端数調整月の3月の月額が記載されています

※2:夏季ピーク時の電力kW実績の合計について公表を行う場合は、仮請求額通知に使用した夏季ピーク日時も併せて公表します

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

仮請求額の算定諸元公表・通知 実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績の通知（当該小売事業者）

30

- 容量拠出金仮請求額通知書に記載の仮請求額は、3つの算定諸元を用いて算定が可能です。
 - 算定諸元は、本機関HP上での公表および仮請求額通知書の備考欄に記載します。
 - 「#2」の実需給前年度の当該エリア夏季ピーク時電力kW実績につきまして、実需給年度2024年度分を対象とした仮請求額通知書の備考欄に記載し、2023年12月18日に各小売電気事業者へ通知しました。

#	算定諸元	公表・通知方法
1	エリア別的小売電気事業者 の負担総額 (公表資料の諸元データ集約時点 における市場退出分を反映)	本機関HPにて 公表※
2	実需給前年度の当該エリアの 夏季ピーク時電力kW実績の合計※1 (当該小売電気事業者)	仮請求額通知書 の備考欄に記載
3	実需給前年度の当該エリアの 夏季ピーク時電力kW実績の合計 (当該エリアの全小売電気事業者の 合計)	本機関HPにて 公表※2



※1：ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

※2：12月18日に公開された以下のページを参照先としています。

『容量市場「容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）」（対象実需給年度：2024年度）の発行について』

<https://www.occto.or.jp/market->

board/market/oshirase/2023/231218_youryou_kyoshutsukin_hakou.html

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

仮請求額の算定諸元公表・通知_負担総額・実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績(当該エリア合計)の公表 31

- 「#1」のエリア別的小売電気事業者の負担総額、「#3」の実需給前年度の当該エリアの全小売電気事業者のピーク時電力kW実績の合計（2023年夏季ピーク分）は、2023年12月18日に本機関のHPに掲載しました。

#	算定諸元	公表・通知方法	エリア 一般送配電事業者と配電事業者 小売電気事業者 ひと月当たりの額(4月～2月)(小売電気事業者) ひと月当たりの額(3月)(小売電気事業者)				
1	エリア別的小売電気事業者の負担総額 (公表資料の諸元データ集約時点における市場退出分を反映)	本機関HPにて公表※	北海道	4,225,832,040 円	46,006,987,090 円	3,833,915,590 円	3,833,915,600 円
2	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kW実績の合計※1 (当該小売電気事業者)	仮請求額通知書の備考欄に記載	東北	11,445,032,460 円	124,603,026,257 円	10,383,585,521 円	10,383,585,526 円
3	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kW実績の合計 (当該エリアの全小売電気事業者の合計)	本機関HPにて公表※2	東京	44,913,249,000 円	488,974,300,769 円	40,747,858,397 円	40,747,858,402 円
			中部	20,696,568,000 円	225,325,267,966 円	18,777,105,663 円	18,777,105,673 円
			北陸	4,164,675,378 円	45,341,169,393 円	3,778,430,782 円	3,778,430,791 円
			関西	22,342,114,800 円	243,240,473,697 円	20,270,039,474 円	20,270,039,483 円
			中国	8,831,666,640 円	96,151,093,855 円	8,012,591,154 円	8,012,591,161 円
			四国	4,164,760,200 円	45,342,092,857 円	3,778,507,738 円	3,778,507,739 円
			九州	12,906,515,520 円	140,514,314,646 円	11,709,526,220 円	11,709,526,226 円
			計	133,690,414,038 円	1,455,498,726,530 円		

※上記金額に消費税は含まれておりません

エリア	最大需要発生日時(7月)	最大需要発生日時(8月)	最大需要発生日時(9月)	ピーク時電力kW合計実績(全小売電気事業者)	ひと月あたりのkW平均実績(全小売電気事業者)
北海道	2023/07/28 (11:00～12:00)	2023/08/25 (11:00～12:00)	2023/09/01 (10:00～11:00)	12,789,864 kW	4,263,288 kW
東北	2023/07/28 (13:00～14:00)	2023/08/23 (14:00～15:00)	2023/09/01 (13:00～14:00)	40,679,387 kW	13,559,796 kW
東京	2023/07/18 (14:00～15:00)	2023/08/04 (13:00～14:00)	2023/09/05 (14:00～15:00)	156,412,803 kW	52,137,601 kW
中部	2023/07/18 (14:00～15:00)	2023/08/21 (14:00～15:00)	2023/09/05 (14:00～15:00)	71,625,171 kW	23,875,057 kW
北陸	2023/07/28 (13:00～14:00)	2023/08/03 (14:00～15:00)	2023/09/04 (14:00～15:00)	14,168,197 kW	4,722,732 kW
関西	2023/07/27 (14:00～15:00)	2023/08/21 (13:00～14:00)	2023/09/04 (13:00～14:00)	78,447,395 kW	26,149,132 kW
中国	2023/07/28 (15:00～16:00)	2023/08/03 (13:00～14:00)	2023/09/04 (13:00～14:00)	29,077,219 kW	9,692,406 kW
四国	2023/07/27 (13:00～14:00)	2023/08/21 (13:00～14:00)	2023/09/04 (13:00～14:00)	13,723,085 kW	4,574,362 kW
九州	2023/07/27 (14:00～15:00)	2023/08/21 (14:00～15:00)	2023/09/04 (15:00～16:00)	44,653,320 kW	14,884,440 kW

※1：ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

※2：12月18日に公開された以下のページを参照先としています。

『容量市場「容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）」（対象実需給年度：2024年度）の発行について』

https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2023/231218_youryou_kyoshutsukin_hakou.html

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

仮請求額の算定諸元公表・通知_実需給前年度の冬季ピーク時電力kW実績(当該エリア合計)の公表予定 32

- 各エリアの夏季や冬季のピーク時電力kWの実績は、自社のピーク時電力kW実績と比較することで、容量拠出金の金額を概算で想定することも可能なため、まだ実績が確定していない段階ではあるものの、事業者から問合せもいただいております。
- そのため、2023年度の冬季エリアピーク時電力kW実績（12-2月分）を、前回12月に公表したフォーマットの形で、2024年5月頃に本機関HPに掲載を予定しています。

<2023年度冬季ピーク時電力kW実績の情報提供イメージ>

エリア	最大需要発生日時(12月)	最大需要発生日時(1月)	最大需要発生日時(2月)	ピーク時電力kW合計実績 (全小売電気事業者)	ひと月あたりのkW平均実績 (全小売電気事業者)
北海道	2023/12/●● (●●:00～●●:00)	2024/01/●● (●●:00～●●:00)	2024/02/●● (●●:00～●●:00)	●●kW	●●kW
東北	2023/12/●● (●●:00～●●:00)	2024/01/●● (●●:00～●●:00)	2024/02/●● (●●:00～●●:00)	●●kW	●●kW
東京	2023/12/●● (●●:00～●●:00)	2024/01/●● (●●:00～●●:00)	2024/02/●● (●●:00～●●:00)	●●kW	●●kW
中部	2023/12/●● (●●:00～●●:00)	2024/01/●●	イメージ	●●kW	●●kW
北陸	2023/12/●● (●●:00～●●:00)	2024/01/●●		●●kW	●●kW
関西	2023/12/●● (●●:00～●●:00)	2024/01/●●	イメージ	●●kW	●●kW
中国	2023/12/●● (●●:00～●●:00)	2024/01/●● (●●:00～●●:00)		●●kW	●●kW
四国	2023/12/●● (●●:00～●●:00)	2024/01/●● (●●:00～●●:00)	2024/02/●● (●●:00～●●:00)	●●kW	●●kW
九州	2023/12/●● (●●:00～●●:00)	2024/01/●● (●●:00～●●:00)	2024/02/●● (●●:00～●●:00)	●●kW	●●kW

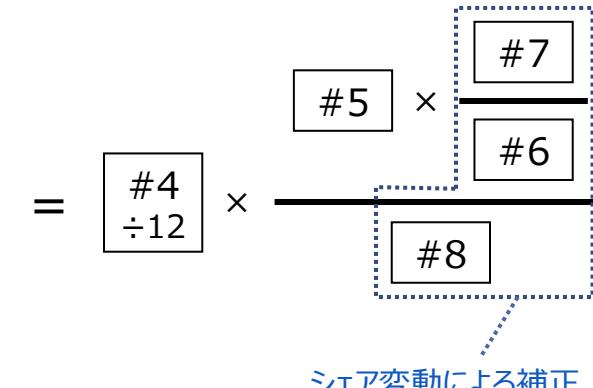
6. 容量拠出金算定諸元の公表等 請求額の算定諸元公表と通知

- 実需給年度に発行される容量拠出金請求額通知書に記載の請求額は、5つの算定諸元を用いて算定が可能です。
- これら算定諸元は、容量拠出金請求額通知書の発行に合わせて、本機関HP上の公表、あるいは個別にお知らせすることを予定しています。

#	算定諸元	公表・通知方法
4	当該エリアの小売電気事業者の負担総額（市場退出分反映済み）	本機関HPにて公表予定
5	当該小売電気事業者の実需給前年度の当該エリア夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計※	個社ごとに通知予定
6	当該小売電気事業者の実需給前年度の当該エリア夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計※	個社ごとに通知予定
7	当該小売電気事業者の実需給年度請求対象月の当該エリア託送契約電力kW実績※	個社ごとに通知予定
8	当該エリアの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkW（推定）の合計	本機関HPにて公表予定

左記の算定諸元を用いて、実需給年度各月の容量拠出金請求額は以下のとおりに算定されます。

当該エリアの
当該小売電気事業者
の実需給年度各月
の容量拠出金請求額



※ピーク時電力kW実績は同時同量監視情報から算定します(P47参照)。また、託送契約電力kW実績は、各一般送配電事業者から弊機関に提供された数値を用いて算定します。

これらの数値を事業者のみなさまに通知いたしますが、月内のスイッチングや再点等により、事業者のみなさまが託送契約の請求情報等で認識する値と差異が生じる場合があります。

その場合であっても、これらの数値を正として算定いたします。

なお、ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

(参考) 託送契約電力kWの一部取り扱いについて

34

- 容量拠出金の算定諸元となる託送契約電力kWの一部取り扱いについて、お問合せの多いものについて以下の通りとなります。

種類	容量拠出金の算定に係る託送契約電力kWとしての取り扱い
揚水特措	「揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置」（揚水特措）が適用されている需要場所において、容量拠出金の算定に係る託送契約電力kWは、 揚水特措適用前の契約電力が適用されます。
部分供給	容量市場はkW価値に対して取引を行うことから、容量市場の実需給年度の各月のシェア補正の算定は、kWの供給力を確保していく考え方沿って各小売電気事業者の託送契約電力kWを用いることと国において整理がなされ、具体的な算定方法については 各小売電気事業者の当該地点の託送契約電力kWが用いられます 。なお、 部分供給地点の場合でも、前述の内容に変更はございません。 ※容量拠出金の算定に係る託送契約電力kWは、部分供給地点における「流通費用調整額」等の調整は行いません。
予備線・予備電源	予備線（予備送電サービスA）、予備電源（予備送電サービスB）が利用される需要場所において、 予備送電サービス契約電力は、容量拠出金の算定に係る託送契約電力kWの対象とはなりません。